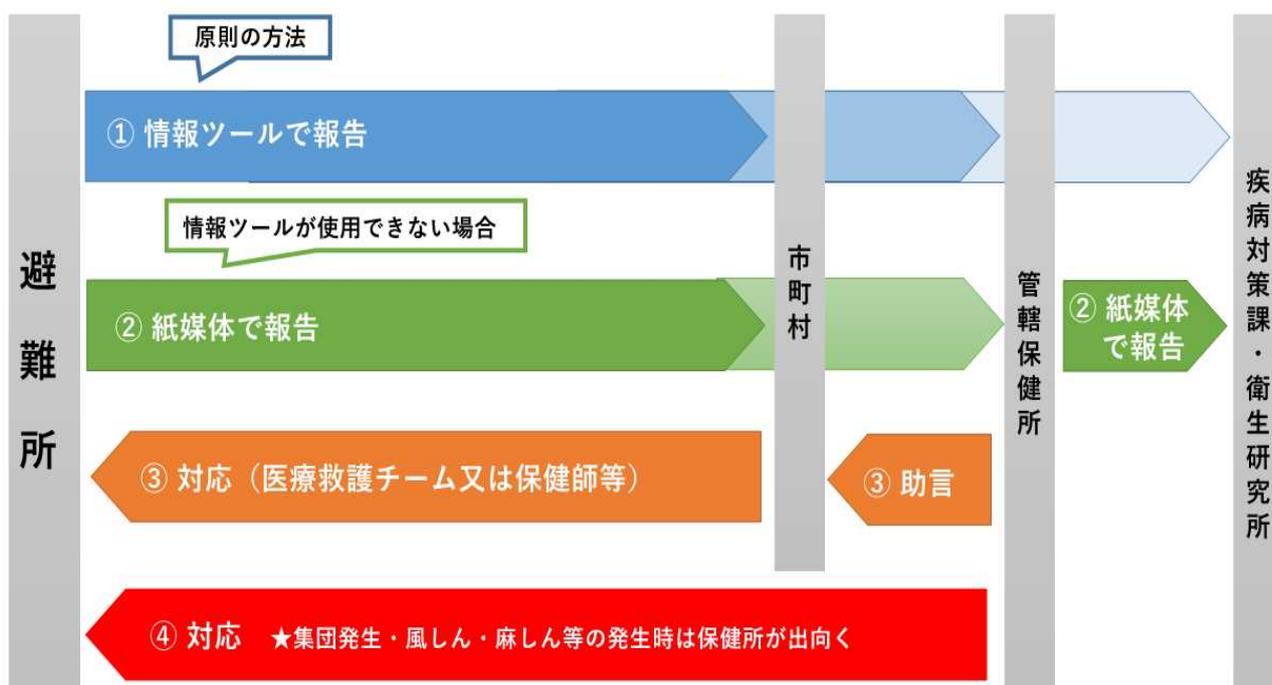


VI 感染症発生時の報告と対応方法

- ① 感染症が発生した場合、避難所管理者は、医療救護チームや市町村保健師等と連携しP3～8に記載のある対応を行うとともに、原則情報ツールで報告してください。
- ② 情報ツールが使用できない場合は、紙媒体で避難所管理者→市町村及び管轄保健所→疾病対策課・衛生研究所へ報告してください。
- ③ 市町村は管轄保健所の助言を得て、必要な対策を講じます。
- ④ 集団発生や重要な事例（風しん、麻しん等の発症が1例でも対応が必要な事例等）など、緊急の場合は、管轄保健所保健師が避難所へ出向いて対応します。



※ いずれの方法においても、集団発生・風しん・麻しんの発生時などの緊急の際は速やかに電話等で連絡する